

ユニバーサルデザインへの 取り組み

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 企画専門官 よしの 吉野 やすひろ 裕宏

1. はじめに

わが国では、急速な高齢化と少子化が同時に進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えようとしています。また、女性や障害者の社会参画が強く求められる一方、国際化の進展により外国人のわが国社会への関わりも深まっています。このような背景の下、高齢者、障害者、子ども連れや外国人等のすべての人が自由に社会参画し、一人ひとりがその個性と能力を発揮し、生き生きと安全に暮らせる社会の実現が重要な課題となっています。

官庁施設は、豊かで安全な暮らしを支える国民共有の資産として、また国の行政サービスを提供する場として、すべての人が円滑かつ快適に、安心して施設を利用できるようにユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設の整備を推進する必要があります。

2. バリアフリーの現状と課題

これまで、高齢者や障害者等の方々を対象として、社会のバリアフリー化が推進され、平成6年

には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という）」、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という）」が施行され、平成13年には「高齢社会対策大綱」、平成14年には「新障害者基本計画」およびその重点施策実施5カ年計画である「新障害者プラン」、平成16年には「バリアフリー化推進要綱」が相次ぎ策定されています。

ハートビル法、交通バリアフリー法等により、一定規模以上の建築物、主要な駅とその周辺の公共施設についての「段差解消」については、進捗が見られたところですが、総合的・一体的な環境整備を実現する等の観点から、バリアフリー関連施策に関して今後より一層の取り組みの促進が求められています。さらに、物理的な段差解消だけではない、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会の形成促進が求められています。

3. 国土交通省における取り組み

国土交通省では、21世紀の社会を支える社会資本・交通の整備について、ユニバーサルデザインの観点から国土交通行政を推進することとし、平

成16年10月に事務次官を本部長とする「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、延べ15回にのぼる議論を積み重ねてきました。その中で、国土交通行政の全分野について総点検を実施し、内外の有識者との討議を行ってきたところです。さらに、バリアフリーのあり方、公共交通の利用の円滑化および自律移動支援プロジェクトの推進については、それぞれ設けられた懇談会等との連携を図ったところです。これらの議論を踏まえ、平成17年7月「ユニバーサルデザイン政策大綱（以下、「UD政策大綱」という）」としてとりまとめました。UD政策大綱は「5つの基本的考え方」および、その考え方に基づきこれまでの取り組みをさらに深化させるための「10の施策」で構成されています。UD政策大綱のとりまとめを契機に、国土交通省の職員一人ひとりに至るまで意識改革を行い、組織全体としてユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、国土交通行政を進めていくものです。

4. 官庁営繕部における取り組み

(1) これまでの取り組み

官庁営繕部では、昭和48年から身体障害者の利用を考慮した施設整備を行ってきましたが、平成14年からは窓口業務を行う官署の入居しているすべての官庁施設について、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等の『高度なバリアフリー化（図1）』を目指した施設整備を推進しています。さらに、既存官庁施設のバリアフリー化については、窓口業務を行う官署が入居する庁舎へのエレベーター、スロープ等の設置を推進しているところです。

一方、ユニバーサルデザインへの取り組みについては、官庁施設への導入に向けて平成14、15年度に検討を行い、その結果をもとに「ユニバーサルデザインの考え方を導入した官庁施設整備のガイドライン（仮称）（案）（以下、「UDガイドライン案」という）」を作成し、平成16年度には全国7事案で試行しているところです。

(2) 官庁施設整備へのユニバーサルデザインの導入

UDガイドライン案は、三つの章で構成し、第

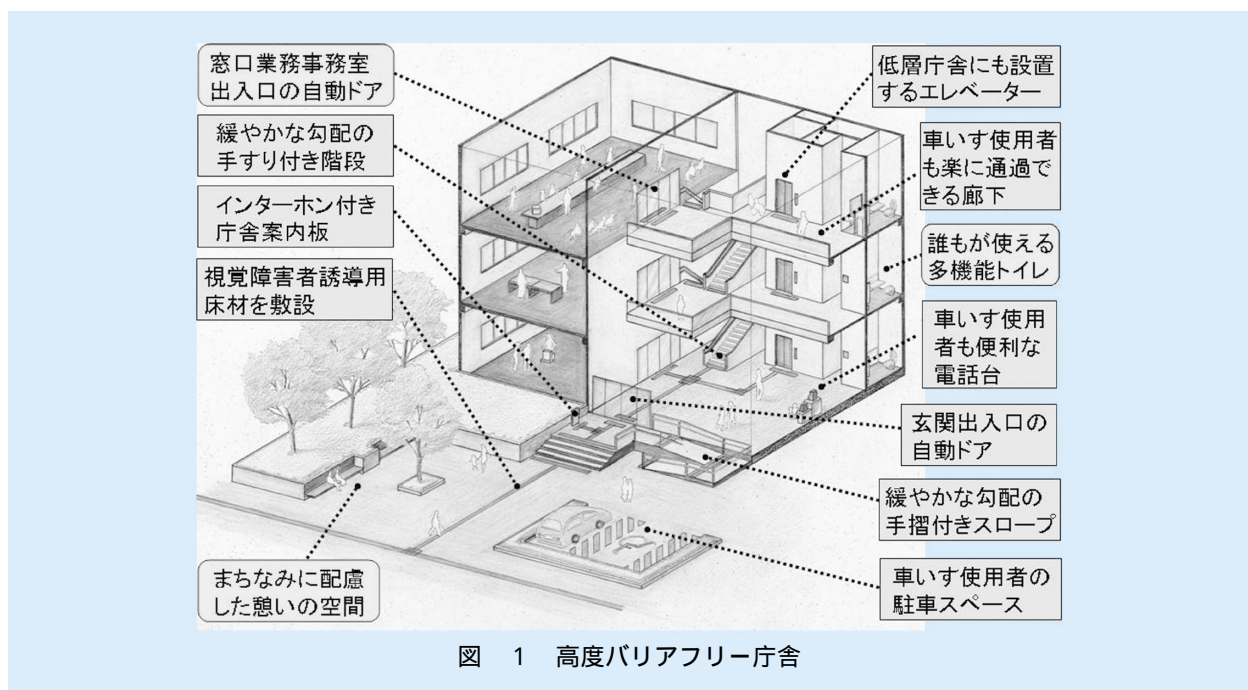


図 1 高度バリアフリー庁舎

1章では、官庁施設整備の基本的考え方やUDガイドライン案の目的、対象者や対象施設など適用範囲等を示しています。

第2章においては、官庁施設の整備に当たって、施設周辺を含む地区レベルでのユニバーサルデザイン化を目指し、地方公共団体や周辺事業者等との連携の基本的な考え方を示すとともに、ユニバーサルデザインの考え方を導入した施設整備の視点を示しています。

施設整備の各段階での取り組みにおいて、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、ニーズを把握し、その解決策の検討、評価、フィードバックといった一連の作業を「UDレビュー」とし、各段階におけるUDレビューについて例示しています。また、施設整備プロセスの各段階において、より良い設計内容を目指し、UDレビューを繰り返し、継続して行うこと（スパイラルアップ：図

2）が質の高い、効果的な整備に資するものであるとしています。さらに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた官庁施設整備の実現のためには、こうした取り組みを施設の企画・立案といった、より早期の段階で行うことが重要であることを示すとともに、この章の最後では、今後、多くの需要が見込まれる既存施設の改修に当たっての基本的な視点も示しています。

第3章においては、ユニバーサルデザインの考え方を導入するに当たり、どのような視点を持って検討すべきかということを示しています。

整備ガイドでは、ユニバーサルデザインの考え方やその実現に向けた留意事項等について、建物を構成する部位ごとといった従来の設計基準のまとめ方ではなく、施設利用者の行為ごとあるいは取り巻く環境ごとにまとめています。これにより、単に個々の建物部位・設備や単位空間といった部分的な整備を考えるのではなく、より施設利用者の視点に立ち、施設全体を通したきめ細やかな対応が実現されていくことが期待されています。

あわせて、それぞれの視点での部位および要素ごとに、基本となる設計上のポイントを示すとともに、実際の整備においては相反するニーズ等が生じる場合があることから、個々のニーズに応じて特に配慮すべき事項等、あるいは施設整備の対応のみでは解決しきれない不自由さについて、運用・管理上で配慮する事項等として整理しています。これらを参考に官庁施設の企画・設計に当たり、より良い解決策を導き出す手がかりとして活用できるよう考えています。

今後、UDガイドライン案については、昨年実施した試行結果と国土交通省のUD政策大綱の内容を踏まえ、「官庁施設整備のUDガイドライン（仮称）」として策定する予定です。

(3) 先導的な取り組み事例

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備に当たっては、多様な主体との連携が重要で、整備の早い段階から施設利用者、施設管理者、地域住民、周辺事業者等からの意見を聴取するワークショップを開催し、施設整備に反映するほか、こうした取り組みで得られた意見や評価に加え、施設完成後の施設利用者満足度（CS）調査の結果も含めてデータを蓄積し、以後の施設整備に反映することにより、施設整備マネジメントサイクル（図3）を確立し、より良い施設整備を目指すものです。

熊本地方合同の設計段階においては、地元自治会・商店街、まちづくり団体、JR・ガス等の公益企業、学識経験者、行政（国、

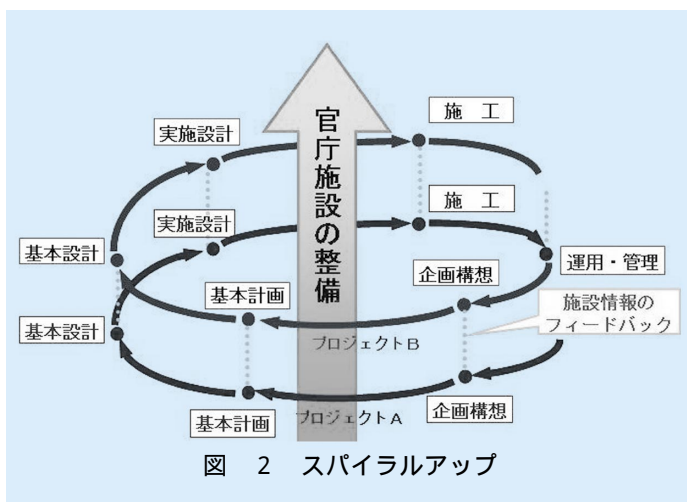


図 2 スパイラルアップ

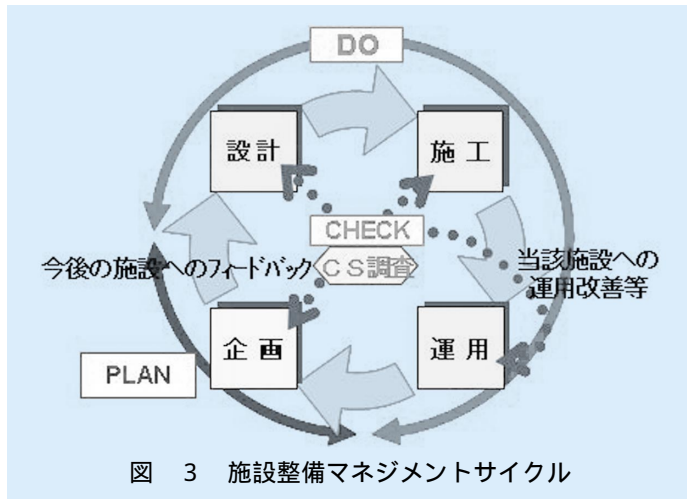


図 3 施設整備マネジメントサイクル

県、市）等が参加したワークショップを開催し、整備のための連携強化の取り組みを行っています。また、浜松地方合同庁舎の建設に当たっては、研究会を設置し、公募で募集した障害をお持ちの方、市民ボランティア、外国の方が参加し、ユニバーサルデザインの視点からのUDレビューを実施しており、平成18年度以降の工事施工段階でも引き続き、取り組みを継続して実施する予定となっています。

5. 地方公共団体との連携

施設利用者にとって、施設利用の上での不必要な差異は不便であり、また混乱を生じる原因ともなるため、平成16年に全国の都道府県および政令指定都市で構成する全国営繕主管課長会議において、公共建築へのユニバーサルデザイン導入に当

たつての共通的な考え方をとりまとめることが決議されました。これを受け、官庁営繕部策定のUDガイドライン案をベースに、官庁営繕部および地方公共団体とが連携して検討し、「公共建築におけるユニバーサルデザインガイド（仮称）」として、平成17年度早期にとりまとめることとなっています。このガイドでは、先進的、特徴的な事業・部位についても収集し、事例集として共有のデータとして蓄積し、施設整備に活用できるようにしています。

6. おわりに

官庁施設整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考えを踏まえて、さらにきめ細かな整備を推進するとともに、シビックコア地区等のまちづくり計画等をはじめとして、地方公共団体、周辺事業等との連携を図り、整備内容の調整、案内表示の充実等を進め、高齢者、障害者あるいは子ども連れ等を含むすべての人が円滑かつ快適、安心して施設を利用できることを目指すものです。

また、施設整備段階でのワークショップ開催等により、施設利用者、地域住民、施設管理者等の多様な主体との連携を通じて、関係者間のコミュニケーション形成に資することで、暮らしやすいまちづくりにも寄与するものと考えています。

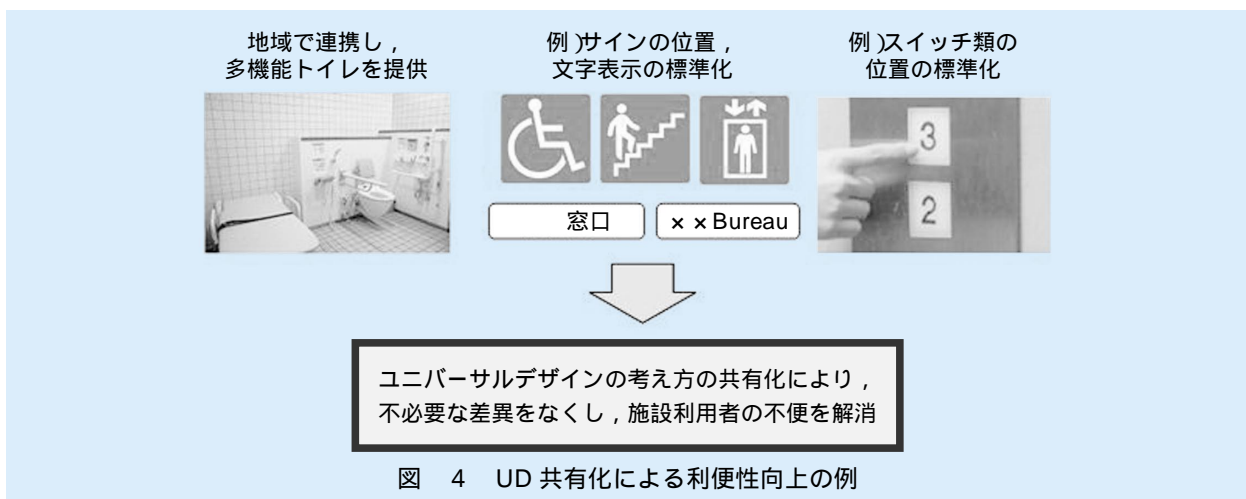


図 4 UD共有化による利便性向上の例